



川西町告示第 235号

川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成29年12月22日

川西町長 原 田 俊



1. 業務概要

(1) 業務名称

川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務

(2) 業務概要

ア 建設地全体(11,447㎡)に係る配置、動線及びデザイン・サイン計画業務一式

イ 新庁舎、車庫等の建設及び外構整備工事に係る基本設計

ウ 新庁舎、車庫等の建設に係る実施設計

エ 設計に必要な各種会議等の資料提供、議事録等の作成等

オ 設計に必要な各種情報の収集及び提供等

※ 詳細は「川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」に示す。

(3) 委託期間

契約の日から平成31年1月31日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、平成29年12月22日現在において、次の要件を全て満たす単体企業とする。

(1) 川西町の平成29・30年度指名競争入札参加者登録簿(測量・建設コンサルタント等)において、業種区分「建築コンサルタント」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

(3) 川西町建設工事請負業者指名停止要綱(平成13年告示第43号)その他の法令の定めによる指名停止を受けていないこと。

(4) 山形県内に本店を有していること。

(5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(6) 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が、所属していないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び川西町暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(9) 国又は地方公共団体が発注した、平成21年国土交通省告示第15号別添二による建築物の類型4、7、8及び10から12に該当する延床面積2,000㎡以上の建築物の新築、改築に係る基本設計業務又は実施設計業務(平成19年4月1日以降に受注し、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。)のうち、元請け(JVにあっては代表企業に限る。)として行った実績を有する管理技術者を配置できること。

※ 管理技術者とは、業務の技術上の管理を行う者であり、「建築設計業務委託契約書」(平成10年建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

3 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、次の条件を全て満たすものとする。

(1) 分担業務分野の再委託

ア 分担業務分野のうち、建築(総合)については再委託しないこと。

イ 構造分野を再委託する場合は、再委託先に同種業務又は類似業務を行った実績のある建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 電気設備又は機械設備を再委託する場合は、再委託先に建築設備士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。

エ 再委託先の協力事務所は、2(2)、(3)、(6)、(7)及び(8)を全て満たすものとする。

(2) 配置予定技術者

ア 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置すること。

イ 管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

ウ 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者は、兼任しないこと。

エ 管理技術者及び建築(総合)主任技術者は、参加表明書の受付日以前に、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3月以上あること。

※ 主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※ 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
建築(総合)	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第1号において示される「設計の種類」における「総合」

構造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの。
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの。

4 審査

本プロポーザルは、川西町新庁舎整備基本設計・実施設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、二段階で審査を行う。

(1) 第一次審査（客観評価）

第一次審査は、事務局において書類審査を行い、参加表明書の提出者（以下「参加者」という。）のうち評価の合計点の高い者から順に4者を技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）として選定する。ただし、第4位の者が複数いた場合はこの限りではない。また、参加者が4者を超えない場合は、全ての者を提案者として選定することとする。

(2) 第二次審査（主観評価）

第二次審査は、提出された技術提案書等を基に、提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングによって主観的に審査する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行うが、審査委員会による審査は非公開とする。

5 手続き等

(1) 提出書類等

本プロポーザルの参加手続き等に必要な提出書類の様式及び関係資料については、事務局において手交するほか、川西町ホームページに掲載する。

(<http://www.town.kawanishi.yamagata.jp>)

手交の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。郵送の場合は簡易書留とし、提出期限必着とすること。

(3) 提出期間

参加表明書の提出は、公告の日から平成30年1月11日までとする。また、技術提案書の提出は、平成30年2月5日までとする。

(4) 提出先

ア 担当

川西町役場 未来創造室

イ 所在地

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松1567番地

ウ 電話

0238-42-6604 (直通)

エ FAX

0238-42-2724

オ E-mail

miraisozo@town.kawanishi.yamagata.jp

6 その他

詳細については、別に定める「川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。